

伊予市介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）

運営事業者募集要項

1 目的

伊予市では令和3年3月に、「だれもが安心して、住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって生活できるやすらぎとぬくもりのある伊予市の実現」を基本理念として、「第8期介護保険事業計画」を策定し、この計画に基づき、介護サービス事業所の整備を計画的に進めることとしている。

市はこの要項に基づき、公募型プロポーザル方式により、介護老人福祉施設の開設を希望する事業者の申出を受けて、その整備計画を審査し、市として最も適切な事業者を選定する。

【事業予定者決定までの流れ】

| | |
|----------|-----------------------|
| 公募要項等の配布 | 令和3年4月1日(木)～4月30日(金) |
| 質疑の受付 | 令和3年4月12日(月)～4月16日(金) |
| 質疑の回答 | 令和3年4月23日(金) |
| 参加申込書の受付 | 令和3年4月30日(金)締切 |
| 整備計画書の受付 | 令和3年5月6日(木)～5月14日(金) |
| 応募者ヒアリング | 令和3年6月23日(水) |
| 事業者の決定 | 令和3年6月25日(金) (予定) |

2 公募内容対象の施設概要

| | |
|--------|------------------------|
| 施設種別 | 介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム） |
| 整備数 | 50床以内（新設または増床） |
| 居室形態 | ユニット型 |
| 整備年度 | 令和4年度 |
| 整備対象地域 | 伊予市全域 |

(1) 工期について

令和5年3月31日までは認可及び指定を受け、事業を開始できるよう、竣工すること。

(2) 立地条件について

特別養護老人ホームは、地域における福祉拠点としての役割を期待されている。そのため、市街地から離れた場所への設置ではなく、交通の利便性が高い立地であるほか、同種施設の偏在を防ぐ観点から、既存施設と一定距離を確保した立地が望ましい。

そのため、原則として市街化調整区域での施設新設は認めていないが、地区計画の定めにより、建築可能とされている区域での整備は可能である。

3 応募要件等

参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 社会福祉法人であるか、社会福祉法人を設立する者であること。
- (2) 関係法令を遵守し、事業を整備、運営するために必要となる十分な資力、能力、意欲等を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- (5) 伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第1号から第3号までの規定に該当していない者であること。
- (6) 伊予市の福祉行政をよく理解し、運営において積極的に協力できる者であること。
- (7) 現に運営している施設が、直近の監査・実施指導等において重大な指摘を受けていないこと。
- (8) 所在する市町村の税を滞納していないこと。
- (9) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。
- (10) 応募事業者自らが運営するものであること。
- (11) 施設を整備する土地や建物が確保され、又は確保される見込みであること。

4 整備計画について

整備計画については、以下の点を満たすこと。

- (1) 計画区域については、伊予市全域とする。
- (2) 建物は、自己所有とする。
- (3) 愛媛県が定める土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されていないこと。
- (4) 特別養護老人ホームの建設について、応募建設予定地の隣接者、自治会、土地改良区等から事前了承を得ること。なお、説明時には「伊予市の特別養護老人ホーム整備事業者公募に応募し、整備事業者として決定されることが条件である」旨を説明し、誤解のないように十分注意すること。
- (5) 施設の整備計画は、介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法、その他関係法令を遵守すること。また、関係機関等との事前相談を行い当該計画の実現性についてあらかじめ確認し、確認した内容は、関係機関との協議状況書（様式第5号）に詳細を記入し、提出すること。

5 応募方法等

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和3年4月1日（木）から令和3年4月30日（金）まで
ただし、土・日曜日及び祝日を除く8時30分から17時まで

イ 配布場所

伊予市役所長寿介護課

募集要項等は、伊予市ホームページ（<http://www.city.iyo.lg.jp/>）からもダウンロードすることができる。

(2) 質問の受付、回答

ア 募集要項等に不明な点がある場合は、質問書（様式第1号）に内容を簡潔に記載し、受付期間内に電子メールにより伊予市役所長寿介護課まで提出すること。なお、必ず着信を確認すること。

イ 受付期間

令和3年4月12日（月）から令和3年4月16日（金）17時まで

ウ 回答方法

令和3年4月23日（金）に質問者全員に電子メールにて回答するほか、伊予市ホームページ（<http://www.city.iyo.lg.jp/>）内において公表する。

(3) 本プロポーザルに参加しようとする者は、令和3年4月30日（金）17時までに伊予市役所長寿介護課に「参加申込書（様式第2号）」を提出し、次により応募申込をすること。

(4) 整備計画書の受付

応募者は、提出書類一覧（様式第3号）に記載した書類一式を次のとおり提出

すること。

ア 受付期間

令和3年5月6日（木）～令和3年5月14日（金）17時必着

イ 提出場所

伊予市役所長寿介護課

ウ 提出方法

持参または郵送によること。ただし、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とし、提出期限内の必着とする。また、持参の場合は、休日を除く8時半から17時までに持参すること。なお、本市は、郵送中の事故等に伴う損害に関して一切の責任を負わない。

エ 提出部数

10部（正本1部、副本（コピー可）9部）

オ 注意事項

- (ア) 申込書その他の提出書類はA4サイズに統一し、ページ番号を付記のうえ、資料番号ごとにインデックスを付けること。（決算書類等の文字が小さい場合は、A3サイズを折り込むなど、見やすい大きさに提出すること。）
- (イ) ファイル等の表紙及び背表紙には、タイトルを「伊予市介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）運営事業者選考申込書」とし、事業者名称及び正本副本の別を表示すること。
- (ウ) 応募に関し必要な費用は、応募事業者の負担とする。
- (エ) 必要に応じて、別途追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (オ) 審査の公正を期すため、収支計画書、説明書等には、事業者名、住所、ロゴマーク等、事業者を特定できる表示を付さないこと。
- (カ) 提出された書類については、返却しない。また、今回提出された書類は、「伊予市情報公開条例（平成17年伊予市条例第17号）」に規定する公文書として公開することがある。
- (キ) 書類提出後に辞退する場合は、必ず書面（様式第9号）により届け出ること。

6 選定方法及び決定について

伊予市広域型特別養護老人ホーム運営事業及び伊予市認知症高齢者グループホーム運営事業プロポーザル審査委員会設置要綱による委員において、提出された書類をもとにヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）を下記のとおり実施し、審査を行う。

(1) 日時

令和3年6月23日（水）9時から

- (2) 場所
伊予市役所庁舎 4 階大会議室
- (3) 持ち時間
プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は10分程度とする。
- (4) 使用機材
会場のプロジェクター及びスクリーンは使用できるが、パソコンその他の機材は各自で準備すること。その際は、事前に会場のプロジェクターに接続可能であるか、応募事業者の責任において確認しておくこと。
- (5) 説明者
5人以内の者とする。
- (6) 審査
別に定める「伊予市広域型特別養護老人ホーム及び伊予市認知症高齢者グループホーム運営事業者選定審査要領」に基づき審査する。
- (7) 審査結果
応募事業者宛に文書で通知するとともに、伊予市ホームページ (<http://www.city.iyo.lg.jp/>) で公表する。
なお、審査結果に係る問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。
- (8) 次の場合には次順位の者を事業者に決定し、本件に関する協議を行うこととする。
 - ア 不正行為が判明した場合
 - イ 計画書等の内容について虚偽等が判明した場合
 - ウ 事業候補者について、資金事情の変化等により契約の履行が確実にない又は著しく社会的信用を損なうと当市が判断した場合
 - エ 提出書類に記載された事項及び審査委員会におけるヒアリング時に回答された事項に対して、正当な理由なく履行しない場合
 - オ 上記アからエに伴い損害、費用負担等が発生しても、伊予市は一切の補償等を行わない。

7 補助金について

各種補助金を活用する場合は、要件等注意すること。なお、現時点で金額の単価等は確定していない。

8 決定後の手続き

今回の調査により、選定された場合であっても、事業所の開設が確定されるものではない。なお、事業所の開設には、愛媛県知事の指定が必要となるので、選定された事業者は愛媛県中予地方局に指定申請を行うこと。

9 その他

- (1) 選定された事業者は、提出した計画本書の内容を遵守し、施設整備を進めるものとし、選定後の事業計画の変更は認めない。変更内容によっては、事業計画の実施が困難とみなし、選定を取消とする場合がある。
- (2) その他、この募集要項に定めのない事項に関しては、関係法令に従い伊予市が定める。

10 問い合わせ先について

伊予市役所長寿介護課

住所 〒799-3193 伊予市米湊820番地

T E L (089) 982-1117

F A X (089) 909-6335

メールアドレス cyojyu-kaigo@city.iyo.lg.jp